

令和5年度サロベツ自然再生施設維持管理及び普及啓発等業務に係る仕様書

1. 件名

令和5年度サロベツ自然再生施設維持管理及び普及啓発等業務

2. 業務の目的

利尻礼文サロベツ国立公園サロベツ地域において環境省が整備を行った自然再生施設等において、定期的な点検を行うとともに、破損箇所の補修等を行い、適切に維持管理する。

また、「上サロベツ自然再生普及行動計画」に示された考え方にに基づき、地域住民等多様な主体の参画や連携を図るため、自然再生事業地を環境学習の場として活用するとともに、サロベツの湿原と農業の共生をテーマとしたイベント等を実施する。

3. 業務内容

I. 施設の維持管理

(1) 歩道の巡視（点検軽補修及び植生管理）

- ・対象歩道延長：9,257m

円山園地・パンケ沼園地・下サロベツ原野園地の歩道及びサロベツ原生花園跡地・泥炭採掘跡地・落合の調査用木道・歩道

(別添2-3及び別添2-4図面のとおり)

- ・作業内容：

- ① 木道及び標識等付帯施設の点検、簡易な補修
- ② 植生管理：外来種や歩道・デッキ脇で成長して利用に支障をきたすものを除去する。

- ・作業頻度：延べ58人日（1人日＝8時間換算）とする。

月別には概ね以下の人数を配分する。

5月	4人×1回（一般用歩道、調査用木道の一部）
6月	4人×5回（全歩道）
7月	4人×4回（一般用歩道、調査用木道の一部）
8月	4人×3回（全歩道）
9月	4人×1回（一般用歩道）
10月	2人×1回（一般用歩道）

(2) 機械除草及び集草

- ・対象歩道延長：9,257m（別添2-3及び別添2-4図面のとおり）
- ・作業時期：6月～10月（別添2-3及び別添2-4図面のとおり）

・作業内容：機械除草（肩掛式）及び集草

6月頃実施	機械刈り	6,770 m ²	集草処理	370 m ²
8月頃実施	機械刈り	707 m ²		
9～10月頃実施	機械刈り	3,422 m ²	集草処理	2,122 m ²

なお、作業にあたっては、以下（４）を参照すること。また、作業時期・作業内容について監督職員と協議し、監督職員の指示に従い実施する。さらに外来種については集草対象の有無にかかわらず、搬出して監督職員の指示に従い処分する。

（３） 業務仕様・一般的事項

- ① あらかじめ監督職員に作業行程表を提出し、承認を受けること。
- ② 業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実に行い、特に利用者の利用上の支障は最小限度にとどめるよう配慮すること。
- ③ 業務に従事する者は、腕章・ワッペン・名札等により業務従事者である旨明らかにすること。
- ④ 施設の破損箇所等を発見した場合、又は不測の事態を生じた時には、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けること。
- ⑤ 実施業務を別添２－１「業務日誌」に記載し、翌月 10 日までに監督職員に提出し、確認を受けること。なお、機械除草及び集草については、作業前後の写真を添えること。
- ⑥ 点検時に発見した異常箇所および作業内容は、別添２－２「作業報告シート」に記載し、業務日報とともに毎月提出すること。

（４） 特記事項

特記仕様書及び別添２－５「サロベツ地区歩道等管理要領」に記載のとおり。

Ⅱ. 自然再生事業に係る普及推進

（１） 自然再生事業地における現地見学会

環境省が取り組んでいる自然再生事業について、市民の理解を深め、自然再生へ参加しようという機運を醸成することを目的として、普段は公開していない泥炭採掘跡地、円山北のササ侵入対策試験地等における現地見学会を開催し、取組状況や課題などについて解説を行う。

ア. 現地見学会の広報等

ポスター（A2版カラー50枚）、チラシ（A4版片面カラー2,000枚）を作成し、サロベツ湿原センターから概ね50km圏内の観光施設等に掲示・配布する。また、現地見学会参加者への説明資料（A4版両面）を作成する。

イ. 現地見学会の実施

実施は、5月27日から10月31日までの土日曜日及び祝日を基本に下表の回数

とするが、利用者の人数等の状況によっては、平日に実施することも妨げない。案内役は1名で1回あたり2時間半程度とし、準備・まとめを入れて計5時間程度を見込む。

案内する人数は最大10名とする。参加希望者がいない場合や天候等により実施ができない時には、Ⅱ.(2)の業務に上乘せする形で、館内案内や自然再生に係る展示物の製作・メンテナンス作業を行う。

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
回数	1回	7回	7回	6回	5回	5回
	計31回					

(2) サロベツ湿原センター内での普及活動

サロベツ湿原センターにおいて、環境省が実施する「上サロベツ自然再生事業実施計画書(平成30年6月)」を中心に、上サロベツ自然再生協議会での取組みについて、来館者に対して案内解説を行う。

事前に案内を行う旨を館内に掲示し、一般参加者を募った上で、展示室、浚渫船、産業泥炭館を案内しながら行う。案内解説役は1名で1回あたり30分程度とし、準備・まとめを入れて1時間程度を見込む。

参加者が集まらない場合には、巡視及びその状況についてホームページやSNSでの発信や、希望者に対する館内案内や自然再生に係る展示物の製作・メンテナンスを行う。

案内解説の実施期間及び回数は下記のとおりとするが、Ⅱ.(1)の現地見学会実施日においては、あらかじめ監督職員と協議の上、実施時間を変更できるものとする。

夏期：5月27日～10月31日

- ・平日(計108日)：午前及び午後にそれぞれ1回ずつ(計2時間)
- ・土日祝(計50日)：午前及び午後にそれぞれ1回ずつ。さらに2時間程度、希望者に対する館内案内や自然再生に係る展示物の製作・メンテナンスを行う(計4時間)。

冬期：11月1日～3月25日(ただし12月30日～1月1日を除く)

- ・土日祝(計46日)：午前及び午後にそれぞれ1回ずつ(計2時間)

(3) 利用集中期間における管理運営強化

利用者が集中する夏期期間中において、施設補助員を雇用し、サロベツ湿原センター及び幌延ビジターセンターを拠点とし、サロベツ湿原の自然再生をはじめとする国立公園の保全管理や利用指導を充実させる。

実施にあたっては、あらかじめ作業計画を策定し、監督職員の承認を得ること。また、施設補助員は、環境省及び他機関等からの受注業務と重複しないよう調整を図ること。施設補助員の業務指導は請負者が責任をもって行うこと。

- 実施期間 7月上旬～9月下旬
ただし、できるだけ自然に親しむ運動期間（7/21～8/20）を含むよう実施することが望ましい。
- 作業量 2人×23日（延べ46人日）とする。
うち、2人×6日（延べ12人日）は幌延ビジターセンターで行う。
- 場所 サロベツ湿原センター及び幌延ビジターセンターとその周辺園路等
- 作業内容 ・自然解説活動及び利用マナーの啓発
・自然情報の収集
・展示物の製作
・施設維持管理の補完 など

（4）自然再生に係る住民活動の推進

サロベツ自然再生においては、地域団体や住民が中心となったエコモープロジェクトが多数展開され、自然再生普及活動の中心となっている。これらの活動の活性化を図り、自然再生に寄与させていくため次の業務を行う。

ア. エコモープロジェクトの推進

- ・ウェブサイトに登録案内を掲載し、登録を呼びかける。
- ・登録団体に活動報告の提出を呼びかけ、提出された内容をもとに、展示用活動報告シート（A4版カラー1枚程度、16件程度）を作成し、記載内容をウェブサイトにアップする。
- ・展示用活動報告パネルを作成する。（A3版カラー20枚程度、厚紙）

イ. エコモープロジェクトの広報

SNS等により、各プロジェクトの告知や活動結果速報等の情報を月1回程度発信する。

ウ. サロベツ自然再生普及推進イベントの開催補助

実行委員会形式で開催されるサロベツ自然再生普及推進イベント「エコモーDay」において、実行委員会と連携協力し、下記の運営補助を行う。なお、本イベントは9月上旬頃サロベツ湿原センターで行われる予定であり、150名程度の一般参加が見込まれる。

- ・ポスター（A2版カラー20枚）及びチラシ（A4版片面カラー1,800枚）を作成し配布する（掲示・配布箇所はⅡ.（1）アに準じる）。
- ・会場設営（机・椅子の配置、イベント名・展示物の掲示等）を行う。

エ. エコモー交流会の開催

実行委員会形式で開催される活動団体同士の交流会「エコモー交流会」において、実行委員会と連携協力し、下記の運営補助を行う。なお、本交流会は12月上旬頃豊

富町内の会場で行われる予定であり、50名程度の参加が見込まれる。

- ・ポスター（A3版カラー20枚）及びチラシ（A4版カラー400枚）を作成し配布する（掲示・配布箇所はⅡ．（1）アに準じる）。

- ・当日発表を行う団体（5団体程度）と連絡を取り合い、発表時間、内容、方法、発表資料等について調整を行う。

- ・会場設営（机・椅子の配置、イベント名・展示物の掲示等）を行う。

オ．上サロベツ自然再生協議会及びエコモーター会議の支援

上サロベツ自然再生協議会において説明する資料作成を行う（A4版10～20枚程度）。また、第3期上サロベツ自然再生普及行動計画を推進するため、エコモーター会議（年間4回以上）の開催に係る資料作成等、運営支援を行う。

カ．市民によるグラウンドワーク活動のコーディネート

利尻礼文サロベツ国立公園パークボランティアの会と連携し、サロベツを拠点とした下記の活動を市民参加により実施する。募集案内、参加申込受付を行い、必要機材等の準備をしたうえで、当日の活動コーディネートを行う。また、活動終了後には、活動報告書（1回の活動につきA4版カラー1枚程度）を作成する。

幌延ビジターセンター周辺の環境管理活動 1回

（5）業務打合せ等

毎月1回程度（計10回程度）、本仕様書に記載されている業務内容すべてについて、進捗状況及び作業予定を監督職員に報告し、その後の業務の進め方について確認を行う。なお、初回、中間、最後は打合せ形式とし、残りはメール、電話等でも可とする。

（6）報告書の作成

上記業務の実施状況及び成果物を報告書としてまとめ、1本のファイルに綴じ背表紙をつける。

報告書は公開されることを前提として作成すること。また、仕様書に記載された業務のうち、公開に適さない内容については、別途資料を作成し提出すること。

4．業務期間

契約の日から令和6年3月28日（木）

5．成果物

報告書 紙媒体2部（A4版 60頁程度 ファイル綴じ）

報告書の仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所

6．著作権等の扱い

（1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以

- 下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
 - (3) 成果物に含まれる受注者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
 - (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
 - (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする、
 - (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、監督職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、監督職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて監督職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (3) 受注者は、監督職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、監督職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) ポスター及びチラシ以外の資料・報告書の印刷費は受注者の負担とするが、連絡調整にかかる通信費は、サロベツ湿原センターに環境省が設置した電話機を使用することができる。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、監督職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

また、リサイクル適性が上記と異なる場合は監督職員と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2 その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

特記仕様書（案）

1. 件 名 令和5年度サロベツ自然再生施設維持管理及び普及啓発等業務

2. 業務内容

(1) 全体

- ・業務全体を通して、現地植生の保護及び外来種の持ち込み防止に配慮すること。
- ・業務期間中も木道は供用しているため利用者に対する安全対策に配慮すること。
- ・契約締結後速やかに監督職員とともに現地にて作業方針行程表の確認のための打合せを行い、作業工程表を作成すること。

(2) 準備段階

- ・除草作業用の道具は、作業場に持ち込む度に水洗いを行うこと。一度作業場外に持ち出した道具を再度作業場に持ち込む際にも水洗いを行うこと。
- ・長靴などの履き物についても同様とし、毎日、作業場に入る際に水洗いを行うこと。

(3) 歩道の巡視（点検軽補修及び植生管理）

- ・木道を巡視し、施設に破損、異常、不具合等がないか点検を行うこと。
- ・点検時に発見した異常箇所については、安全性の確保、景観及び自然環境保全のため軽微な補修等維持管理上必要な作業（木道の固定具の打ち直し及び締め直し、コンクリート型枠用合板（コンパネ）や木道資材等を用いた簡易な補修、標識の清掃等を行う）を行うこと。
- ・簡易な補修で対応できないものについては、速やかに監督職員に連絡し、対応を協議すること。
- ・点検の結果は別添2-2「作業報告シート」に記載すること。
- ・木道の簡易な補修に用いるコンパネやその他必要な木材については受注者が準備すること。なお、コンパネ（12mm×900mm×1800mm）の数量は30枚、木材は25枚（内訳：3000mm×65mm×245mmを10枚、3600mm×65mm×145mmを10枚、2000mm×45mm×45mmを5枚）を予定しているが、補修に使用したコンパネ等の数量が当該予定数量を下回った場合は、残ったコンパネ等を稚内自然保護官事務所に納品すること。
- ・植生管理において、外来種は移植ごと等を用い根元から取り除くこと。また、公園利用上支障となる樹木や草本等については、鋸や鎌、ハサミ等を使用し取り除く。なお、作業後の見栄えにも留意する。
- ・取り除いた個体等は、灌木内や藪影等に整理整頓する。ただし、高層湿原内のものにあつては、域外に搬出し、監督職員が指定する場所（円山園地、パンケ沼園地、下サロベツ原野園地または周囲の樹林帯等）に集積する。

(4) 機械除草

- ・除草を行う範囲は木道の両側50cmとすること。
- ・除草を行う際には、貴重な植生に影響を与えないよう留意して実施すること。植生保護等のため、刈り残し等が必要な場合には、事前に監督職員と協議し承認を得ること。

と。

- ・刈払った草本は、風致景観上の支障のないよう木道周辺の見えない箇所に集積すること。（搬出・積み込み・運搬及び処分は必要としない。）
- ・刈払機の使用は、刈払機取扱作業安全衛生教育を修了したものが行うこと。
- ・刈払機の使用に当たっては、安全確保を行うものを配置し、作業の安全確保及び公園利用者に危害が及ばないように留意すること。
- ・除草の結果は別添 2 - 2 「作業報告シート」に写真を添えて記載すること。

業務日誌

令和5年			一般歩道			調査用歩道			作業時間		作業従事者数	特記事項
5月			円山園地	パンケ沼園	下サロベツ原野園地	生サロベツ原	落花園跡地	泥炭採掘跡地	開始時間	終了時間		
1	日	月	1	1	1				8:00	~ 17:00	1	
2	日	火	○	○	○				13:00	~ 15:00	4	
3	日	水				✓	✓	✓	12:00	~ 14:00	3	
4	日	木	1	1	1	1	1	1	10:00	~ 14:00	2	
5	日	金								~		
6	日	土								~		
7	日	日								~		
8	日	月								~		
9	日	火								~		
10	日	水								~		
11	日	木								~		
12	日	金								~		
13	日	土								~		
14	日	日								~		
15	日	月								~		
16	日	火								~		
17	日	水								~		
18	日	木								~		
19	日	金								~		
20	日	土								~		
21	日	日								~		
22	日	月								~		
23	日	火								~		
24	日	水								~		
25	日	木								~		
26	日	金								~		
27	日	土								~		
28	日	日								~		
29	日	月								~		
30	日	火								~		
31	日	水								~		
			3	3	3	2	2	2	18.8			

記入例

※点検実施箇所にチェックを付け、作業内容等は別紙「作業報告シート」に記入すること。
※点検場所・回数については別紙「仕様書」のとおり。

支出負担行為担当官
北海道地方環境事務所
総務課長 殿

確認日 年 月 日
確認者 稚内自然保護官事務所
国立公園保護管理企画官

上記の通り出役したので提出いたします。

住所

氏名

除草作業報告シート

実施日 実施時間	月日 () :~:	報告者	監督職員
作業者			
場 所	アイテムを選択してください。		
作業箇所	(m)		計m ²
備考 (報告や協議内容など)			

作業箇所図

アイテムを選択してください。	
	作業前
	作業後

※施設ごと・実施日ごとに記載すること。
※必要に応じて写真や位置図等を添付すること。

点検・維持補修作業報告シート

実施日 実施時間	月日 () :~:	報告者	監督職員
作業者			
場 所	アイテムを選択してください。		
異常箇所			
異常の内容			
その後の対応			
備考 (報告や協議内容など)			

作業箇所図

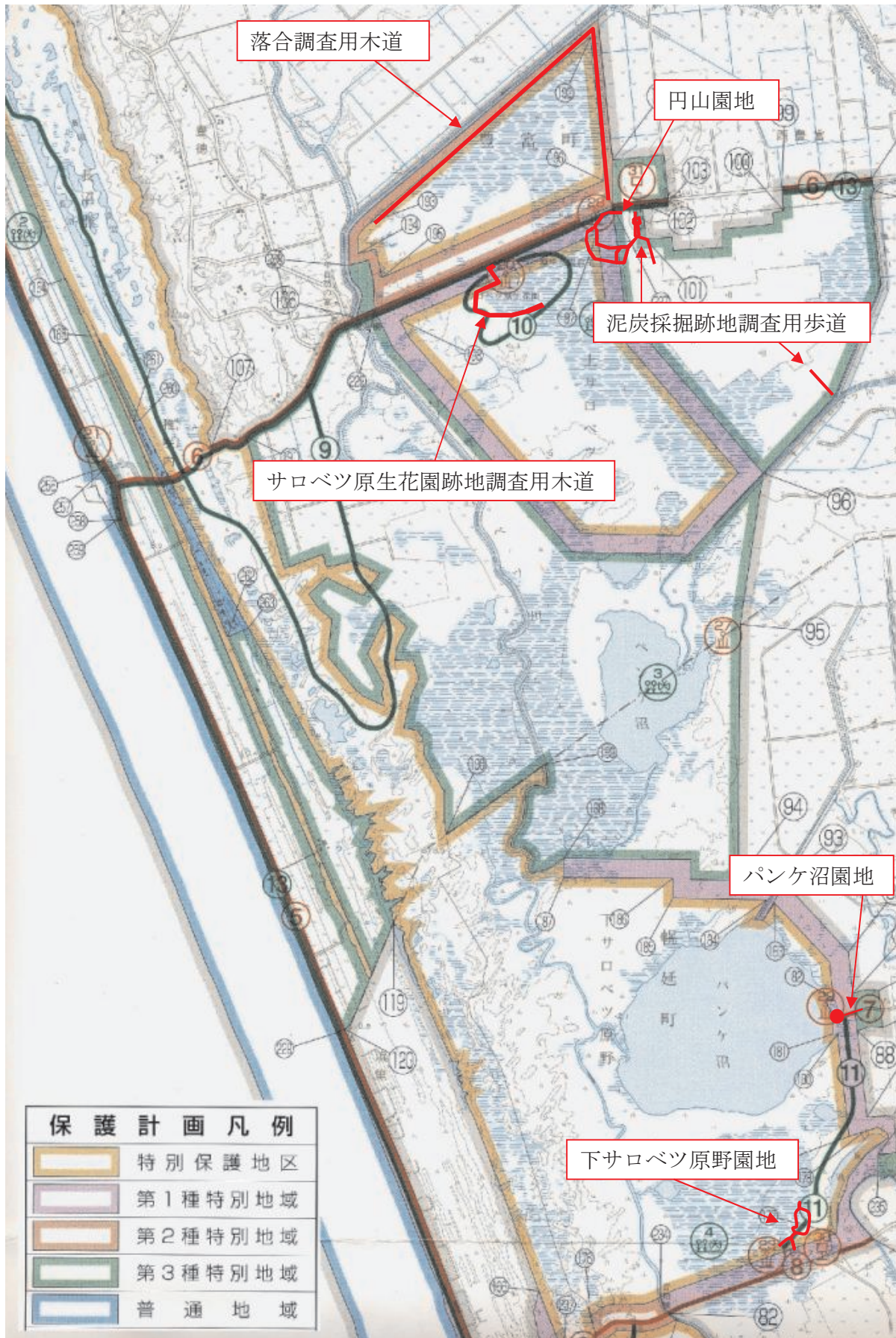
アイテムを選択してください。	
	作業前
	作業後

※施設ごと・実施日ごとに記載すること。
※必要に応じて写真や位置図等を添付すること。

(別添2-3)歩道維持管理作業一覧表

地域		歩道タイプ	歩道延長	機械刈り (6月)			機械刈り (8月)			機械刈り (9月以降)			備考
				時期	対象面積	集草面積	時期	対象面積	集草面積	時期	対象面積	集草面積	
円山園地	内周路	バリアフリー	700						9月中旬～下旬	700	700		
	外周路+連絡路		600						9月中旬～下旬	600	600		
パンケ沼園地	全域	一般・バリアフリー	170	6月中旬～下旬	370	370	8月中旬～下旬	370				歩道170m×幅員1m園地デッキ付近200㎡の草刈	
下サロベツ原野園地	合流部以奥	一般・バリアフリー	639						9月中旬～下旬	639	639		
	入口部		183						9月中旬～下旬	183	183		
サロベツ原生花園跡地	全域	調査用 (高層湿原)	928									業務対象外	
泥炭採掘跡地	旧搬入路	調査用 (非木道)	325	6月中旬～下旬	650				9月下旬～10月中旬	650		幅員2m	
	南東部入口	調査用 (非木道)	300	6月下旬～7月中旬	300							幅員1m	
	湿原 (187mまで)	調査用 (木道)	187				8月	187					
落合	円山森林内	調査用 (非木道)	325	6月中旬～下旬	650				9月下旬～10月中旬	650		幅員2m	
	湿原内非木道	調査用 (非木道)	100				8月	150				幅員1.5m	
	木道区間	調査用 (木道)	4,800	7月	4800								
合計			9,257		6,770	370		707	0	3,422	2,122		

(別添2-4) 図面



サロベツ地区歩道等管理要領

稚内自然保護官事務所

(令和5年度改訂)

I 歩道管理の基本的コンセプト

対象の歩道を3つのタイプに仕分けし、以下の方針で管理する。

(ア) バリアフリー木道（円山園地、下サロベツ原野園地、パンケ沼園地）

一般観光客や車いすの通行（すれ違い可）を想定した園路であり、その機能の確保を管理方針の基本とする。高度の管理が必要で、不等沈下や腐食等で段が生じないようにするとともに、車いすで木道端を通行した場合でも草木が体に触れないよう管理する。

また、円山園地の高架木道は、木道下に空気が入ることで木道の乾燥を促し腐食を防止するという設計思想でつくられている。従って、木道両側はできるだけ通気性が確保できるよう心がけ、草刈りによって消滅してしまう恐れがない限り刈り取ることとする。

パンケ沼園地の展望デッキはパンケ沼水面と同じ視点で眺望する設計で整備された。そのため、デッキ付近の植生については極力眺望を阻害しないよう円山園地と同様草刈りによって消滅してしまう恐れがない限り刈り取ることとし、結実前の刈り込みや除草する事で景観維持を行う。

なお、当該路線は自然探勝を目的とし、花を目的に来る人が多いため、それらの方々に不快の念を与えることのないよう細心の注意を払いながら、必要に応じて施工時期をずらす等、環境適応型の管理を行う。

(イ) 調査用歩道

調査のための歩道で試験地へのアクセスの容易性と湿原保護が目的であり、利便性を第一にしたものではなく、草をかき分けたり朝露に濡れることも容認しなければならないものである。一般利用者への供用は想定していないため、沿道での植物観察等への対応は不要である。（木道沿いに調査プロットはない）

落合及び泥炭採掘跡地への歩道入口部は、刈り残し箇所をつくったり、屈曲させて奥を見通せないようにするなど、一般利用者がアクセスしにくくする。

なお、調査用歩道のうち、サロベツ原生花園跡地及び泥炭採掘跡地木道 BP380m 以降（直線木道区間）については、細心の注意が必要な反面、毎年の草刈りの必要性は低いいため稚内自然保護官事務所が直接行う。

II 巡視（簡易修繕及び植生管理）

供用中の歩道は、利用者が安全に利用することは当然として、あわせて快適利用できることも重視し、国立公園内の施設としてふさわしいものとなるよう取り扱う。

（1）実施時期

- ・雪解けとともに巡視をし、危険がないか確認する。
- ・要補修箇所等を見つけた場合には速やかに応急手当を行う。
- ・一般供用木道については月1回以上の頻度で巡視・補修を行う。
（調査用木道は6月と8月の計2回。5月は現地観察会前に当該箇所のみ確認する。）
- ・大雨などで被害が発生した恐れがある場合には、速やかに安全確認を行う。
- ・利用者等から通行の支障に関する情報を提供された場合には、速やかに現地を確認し、必要な対応を行う。

（2）簡易修繕方法

ア）円山園地園路

設置から10年が経過し、根太を中心に腐れが入り始めている。このような場所は、踏むと浮いたような感じがするので、路床板を取り外し、根太を交換したのち元に戻す。また必要に応じて路床板も交換する。（路床面にコンパネを打ち付ける（露出）形での補修は行ってはならない。）

イ）パンケ沼園地、下サロベツ原野園地

更新して間もないが万が一、破損箇所等発見した場合は、都度相談をしたうえで簡易修繕を行う。

ウ）調査用歩道（落合、泥炭採掘跡地）

不等沈下が見られるものについては、下に角材等を入れてレベルを調整する。不安定な箇所については、木道間をくさびで固定するなどの対応を行う。

エ）調査用歩道（サロベツ原生花園跡地）

腐食が進み、穴が開いた等の箇所については、適当な大きさの板で補強する。

（3）植生管理方法

共通：

- ・外来植物を見つけた場合には、移植ごとで根から除去し、搬出する。搬出したものは、園地周辺の指定箇所に集積するか、一般事業系廃棄物として適切に処理する。
（特定外来生物指定種の場合には、別途指示する。）

① バリアフリー木道（円山園地、下サロベツ原野園地）

機械1回刈りの場所のため、沿道の植物が大きく成長する。このため、利用の支障とならないよう、重点的に抜き取りや切り取り、刈り払い（手鎌）等の管理を行う。

なお、切り取り（刈り払い）をする場合には、刈り取り跡が目立たないような高さで切り取る。なお、最初の刈り取りまで成長が早いため、重点的に管理する。

Ⅲ 草刈り・枝払い

共通事項

- ・木道上にはみ出している植物は、原則としてすべて刈り取る。
- ・機械刈りは金属刃で行うが、施設を損傷しないよう十分気をつけること。なお、工作物際はナイロン刃か手刈りで行い、刈り残しを出さないようにする。
- ・2回刈りを行うところは、1回目は高刈りとし木道面程度の高さに、2回目は根際から刈り取る。（路面については1回目から根際から刈り取る。特にササについては高刈りにならないよう注意する。）
- ・一般利用者の鑑賞対象種や希少植物については、花期や結実期に留意し、保全のために必要な場合には、刈り払い対象から外したり、時期をずらして施工する。
- ・株立ちの木（ヤチヤナギ、ノリウツギ、ヤチハンノキ）については、木道にはみ出しているものは該当の株を根本から伐採する。また、木道から離れたところから枝が張りだし通行の妨げになっているところは、枝元から切り落とし、伐採したような感じを与えないよう留意すること。なお、車いす利用者の支障にならなければ（車いすが端を通行しても体にかからない高さ）、除伐しなくてよい。
- ・木道脇にある矮小木本類（ガンコウラン、ツルコケモモ）は木道上の刈り取りにとどめ、両側 50cm 以内であっても刈り取らない。また低木類（イソツツジ、ヤチヤナギ等）は、両側 50cm 以内であっても歩行の支障がなければ残置する。
- ・外来植物を見つけた場合には、移植ごてで根から除去し、搬出する。搬出したものは、園地周辺の指定箇所を集積するか、一般事業系廃棄物として適切に処理する。（特定外来生物指定種の場合には、別途指示する。）
- ・刈り払った草は、当日のうちに片付けることを基本とし、片付けにあたっては、歩道から望見されないよう心がける。なお、高層湿原帯においては、指定箇所まで搬出し集積する。
- ・湿原内に標識がある場合には、木道から両側 50cm 以内にかかわらず、木道と標識前面の間は刈り払う。なお、周囲の景観を考慮した刈高とし、一律的な刈り込みにならないよう気をつける。

個別事項

① バリアフリー木道（円山園地、下サロベツ原野園地）

機械刈実施時期：9月中旬～9月下旬

② バリアフリー木道、展望デッキ（パンケ沼園地）

周囲の草の成長にあわせて、2回刈りを行う。

実施回数：2回

実施時期：1回目

6月中旬～下旬

2回目

8月中旬～下旬

木本類の伐採は上記期間にかかわらず作業可とする。

実施方法：

1 回目は高刈り（概ね歩道面とする）とし、2 回目は地際から刈り取る。
高刈りは概ね歩道面とし、エゾカンゾウやカキツバタなど目立つ花については、歩行に支障がなければ刈り取り対象とはしない。
2 回目は根際から刈り取るとともに、1 回目に刈り残したものをあわせて確実に刈り取る。
刈ったものは、人目につかないところに運び集積すること。ただし、高層湿原内には放置しない。

③ 調査用歩道（落合、泥炭採掘跡地（踏み分け道利用区間のみ））

実施回数：1 回刈り（ただし、非木道区間は一部 2 回とする。）

なお、泥炭採掘跡地（南東部入口：非木道区間）は 6 月下旬～7 月中旬に 1 回のみ、落合（湿原内：非木道区間）は 8 月に 1 回のみ、とする。

実施時期：1 回刈りの場合 8 月（ただし落合木道区間は 7 月、とする）

2 回刈りの場合は、1 回目は 6 月中旬～下旬、2 回目は 9 月下旬～10 月中旬

実施方法：

（木道区間）

- ・ 1 回刈りとする。
- ・ 木道面と同じ高さで両側幅 50cm を刈り取ることを原則とする。ただし、周囲がササ植生の場合には高刈りせずに根際から刈り取る。
- ・ 花期については考慮しなくてよい。
- ・ 集草はしないが、刈った場所で整理しておくこと。（特に木道上に放置しないこと。）

（非木道区間）

- ・ 2 回刈りとする。
- ・ 歩行路面幅は 50～100cm とし根際から刈り取る。ただし、入口から 5m の間は、部外者が間違っ入り込まないように、刈り幅を狭くするとともに曲線にして奥を見通せないようにしブラインドをつくる。
- ・ 歩行路面の両脇 50cm ずつを管理幅とし、1 回目は 10cm 程度の高刈りとし、2 回目は根際から刈り取る。
- ・ 集草はしないが、刈った場所で整理しておくこと。

環境への配慮への考え方

① 気をつけるべき種

気をつけるべき種は、環境省レッドデータリスト及び北海道レッドデータブック掲載種、利尻礼文サロベツ国立公園指定植物、その他自然解説の対象種とする。また、普通種であっても、公園の景観的構成要素として欠かせない種（エゾカンゾウ、カキツバタ、サワギキョウ、リンドウなど）についても同様とする。

なお、これらのリストに含まれていても、草刈地周辺で普通に見られる場合には、配慮の対象から除外してもよい。

- 2回刈り1回目において、イネ科植物が優生している場所については、高刈りとする。
- 高刈りは、高さを特に指定していない場合には原則として地上高 10cm 程度を刈る。
- 特に希少と思われる種については、稚内自然保護官に相談の上、刈り取り残すこと。
- 必要以上に刈り取り幅を広げない。

(参考) 注意すべき植物

絶滅危惧種・指定植物のうち、草刈予定地に自生している可能性がある種 (※)

ヤチヤナギ (フトモモ科)、ノダイオウ (タデ科)、エゾトリカブト (キンポウゲ科)
 ハマナス、ノウルシ (トウダイグサ科：春)、サワゼリ (セリ科)、
 ジンヨウイチヤクソウ (イチヤクソウ科)、
 イソツツジ、ヤチツツジ、ヒメツルコケモモ (ツツジ科)、
 ガンコウラン (ガンコウラン科)、
 ヤナギトラノオ (サクラソウ科)、
 エゾリンドウ、ホロムイリンドウ (リンドウ科)、
 エゾナミキソウ (シソ科)、ベニバナヒョウタンボク (スイカズラ科)、
 エゾカンゾウ、タチギボウシ (ユリ科)、
 カキツバタ、ヒオウギアヤメ (アヤメ科)、
 エゾホソイ (イグサ科)、タチイチゴツナギ (イネ科)、ヒメカイウ (サトイモ科)
 ハクサンスゲ、ヤチスゲ、ミガエリスゲ、カワズスゲ、ワタスゲ、ヒロハオゼスゲ、
 シロミノハイリ、ヒメワタスゲ (カヤツリグサ科)、
 サワラン、カキラン、ハクサンチドリ、テガタチドリ、エゾチドリ、オオヤマサギソ
 ウ、ホソバキソチドリ、ミズトンボ、オゼノサワトンボ、トキソウ (ラン科)

※上記からは、草刈り前に結実して枯れるもの、水草、背丈が小さく刈り払い対象にならないものを除いてある。

② 配慮の具体的方法

1) 高刈り

1 回目の草刈りにおいて、高刈りをすることで小型の種の大半が残される。

2) 秋刈り

2 回目の草刈りは結実期以降に行うことで、草刈りの影響を受けずにすむ。

3) 刈り残し

結実前には刈らずに残すことで影響を低減させる。

4) 移植

歩道管理の影響を受けないところに移植する。